

お知らせ

第 159 号

社会保険労務士法人 勝又・高橋・吉田 事務所

2023. 6. 1 発行

2024年3月高等学校卒業予定者採用のスケジュールについて

- ◆ 2024年3月の高等学校卒業予定者を対象としたハローワークによる求人申込書受付が、6月1日（木）から始まり、7月1日（土）から生徒さんへの公開となります。当事務所では、求人票の作成・提出業務も行っていますので、新卒者採用をお考えの事業所様は担当者までお申し付け下さい。

なお、求人手続きには、ハローワークインターネットサービスで事業主の「求人マイページ」を開設する必要があります。マイページ開設がまだの事業所様は当事務所までご相談下さい。

新卒求人票の提出は、公開が学校の夏休み前になるようお早めをお願いいたします。

新型コロナ5類感染症移行後の諸手続きについて

- ◆ 2023年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の位置づけが、これまでの「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）」から「5類感染症」へ移行したのに伴い、労災および健康保険（傷病手当金）の取扱いが下記のとおりとなりますのでご注意ください。

《労災保険》＝基本的に変更はありません。業務に起因して新型コロナに感染したと認められる場合は労災保険の給付を受けることができます。ただし、メリット制の特例は廃止となるため、労災保険のメリット制適用になっている事業所様は、今後新型コロナで労災保険の給付を受けた場合、保険料率に影響します。

《傷病手当金》＝新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金については、臨時的な取扱いとして医師の証明が不要とされていましたが、申請期間（療養のため休んだ期間）の初日が2023年5月8日以降の傷病手当金の支給申請については、他の傷病による支給申請と同様、医師の証明が必要となります。

賞与からの社会保険料の徴収について

- ◆ 新しい「賞与からの社会保険料控除額表」を同封致しましたので、ご活用下さい。厚生年金保険料率が平成29年9月以降固定されたことから、原則として発行は6月の年1回とさせていただいております。紛失等の場合は再発行いたしますのでお気軽にご連絡下さい。

なお、昨年から、健康保険料と介護保険料を分けて徴収する場合に対応した表を新しく追加しています。

労働保険料の申告・納付について

- ◆ 2023年度の労働保険年度更新の手続きが始まりました。2022年4月、2022年10月そして2023年4月と直近で3度雇用保険料率が引き上げとなっており、今年度の労働保険料納付額は前年度までと比べ増額となることが見込まれます。「お知らせ第157号」でもご案内差し上げましたが、労働保険料等の納付は、口座振替が可能です。保険料の納付期限に最大で約2ヵ月のゆとりができるというメリットがあります。ご希望の事業所様は当事務所までお申し付け下さい（㊟全期・第1期の振替申込手続きは終了しました。第2期以降は今から可能です）。

納期	全期・第1期	第2期	第3期
口座振替を利用しない場合	2023年7月10日	2023年10月31日	2024年1月31日
口座振替利用の場合	2023年9月6日	2023年11月14日	2024年2月14日

ハラスメント対応について

- ◆ ハラスメントに関するご相談が増えています。別添のような周知文書を職場に掲示する、または回覧することでハラスメントの防止、早期発見に役立つと考えられます。相談窓口の設置、ハラスメントに関するセミナー・勉強会などお気軽にご相談下さい。